

樽議第472号
平成29年3月29日

小樽市長 森 井 秀 明 様

小樽市議会議長 横 田 久 俊



議会事務局職員の人事異動に関する申入書

本日、当議会事務局職員の4月1日付け人事異動の内示がありましたが、事務局職員の任命権は、地方公務員法第6条の規定にあるとおり私議長にあります。

今回内示のあった職員については、既に提出済みの内申書により異動を希望しない旨通知しておりましたが、私との協議、調整が行われないうまま異動の内示が公表されたことは大変遺憾であります。

副市長にこの件について直接尋ねたところ、以前私に対して当該職員を異動させたい旨の打診をしたことが、協議等を行ったものと認識しているとのことですが、その後の経過報告については一切なく、本来の協議等とは程遠いものです。

今回の人事異動の内示につきましては、到底承服できるものではなく、当該職員の発令をするか否かは、現在検討中ではありますが、議長としての任命権を侵さないよう早急な対応を求めます。

また、人事異動においては、任命権者である私と十分な協議等を行っていただきますよう申し入れます。